

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年6月3日（令和3年（行個）諮問第96号）

答申日：令和5年7月31日（令和5年度（行個）答申第5050号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、令和2年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災申請にかかる、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年1月14日付け東労発総個開第2-1076号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

非開示部分が多く、怪我の当事者において真意（真偽）が全く読み取れない。会社が本理由書を提出したのが令和2年特定月日となっており、特定労働基準監督署の判断書が同年特定月日発送と短期間で判断されており、そのしっかりした理由が本書に記載されていると思うので、当事者への全開示を求める。

当事者に対して真摯な対応がここでは見受けられず、一方的な通達に思える。三者間での協議（調停）も全く行われていなく、このような開示では不十分といえる。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書（不開示情報該当性について、法14条2号及び3号イに該当する部分を追加するものであり、下記3（2）イ、ウ及び別表において下線部で示す。）によると、おおむ

ね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和2年11月27日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年3月5日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分において不開示とされた部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとし、別表の2欄に掲げる部分であって、同条各号に該当するとしたものについては、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「私が、令和2年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災申請にかかる、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書1の②、2の②、3の①及び5の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、署名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1の①の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

文書2の①、3の②及び3の③の不開示部分は、特定法人の印影又は労働者の基本情報である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものである。これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害

するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロ該当性

文書3の③の不開示部分は、特定法人の労働者の基本情報であり、事業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号柱書き該当性

文書1の①の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とされた部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとし、別表の2欄に掲げる部分であって、同条各号に該当するとしたものについては、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|------------------------------------|
| ① | 令和3年6月3日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月17日 | 審議 |
| ④ | 令和4年10月20日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 令和5年6月27日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同年7月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法の適用条項として法14条3号ロを追加した上で、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1は、審査請求人の主治医の意見書に記載された同人の意見である。当該部分は、原処分において既に開示されている情報から知り得る情報であると認められる。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番7は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の一部で、審査請求人に係る基本情報を印字したものである。

諮問庁は、理由説明書の記載（上記第3の3（2）ウ）において、特定事業場が一般に公にしていない内部情報であり、これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する旨説明する。

しかしながら、「提出の有無」を含め開示しないとの条件で提供されたものとしながら、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した送付状に記載された提出資料名の一覧に、審査請求人に係る履歴書が含まれており、原処分において既に開示されている。また、当審査会において、当該部分を見分したところ、審査請求人が知り得る情報であ

ると認められ、これを開示したとしても、特定事業場が不利益を受け
るおそれがあるとは考え難い。

このため、審査請求人に開示しないという条件を付すことが、当該
情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められず、
これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益
を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロに該当せず、開示
すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性

通番2は、審査請求人の主治医及び東京労働局地方労災医員の意見
書に記載された医師の署名及び印影、通番4は、報告書(事業主用)
に記載された特定事業場担当者の署名、通番5は、特定事業場が特定
労働基準監督署に提出した送付状に記載された特定事業場担当者の氏
名、通番5及び通番8は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出し
た資料に記載された特定事業場担当者のユーザ名及び氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個
人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別するこ
とができるものに該当する。また、当該部分のうち地方労災医員の氏
名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成
17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)における「職
務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障
の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、そ
の署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められず、当
該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることが
でき、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、
同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も
認められない。

さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項に
よる部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とするこ
とが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

通番1は、審査請求人の主治医の意見書及び同人の意見書が引用さ
れた調査結果復命書における記述である。

当該部分は、これを開示すると、医師が不当な干渉を受けることが
懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。
加えて、医師が心理的に大きな影響を受け、医師自身が把握・認識し

ている事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、開示することにより、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性

通番3は、報告書（事業主用）に押印された特定事業場の印影、通番6は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した送付状に押印された特定事業場の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及びロ該当性

通番7は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の一部で、審査請求人に係る基本情報を印字したものである。

当該部分は、一般に公にしていらない特定事業場の内部情報であると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

| 1 文書番号及び文書名 | | 2 原処分における不開示部分 | | | 3 2欄のうち開示すべき部分 |
|-------------|-------------|-------------------------------|-----------|-----|------------------------|
| | | 該当箇所 | 法14条各号該当性 | 通番号 | |
| 文書1 | 調査結果復命書等 | ① 4頁, 7頁不開示部分 | 2号, 7号柱書き | 1 | 7頁項番5及び項番7の回答部分 |
| | | ② 6頁, 8頁署名及び印影 | 2号 | 2 | — |
| 文書2 | 報告書 | ① 12頁法人の印影 | 3号イ | 3 | — |
| | | ② 12頁署名 | 2号 | 4 | — |
| 文書3 | 事業場からの提出資料① | ① 1頁氏名, 2頁及び3頁ユーザ名, 22頁氏名及び印影 | 2号 | 5 | — |
| | | ② 1頁法人の印影 | 3号イ | 6 | — |
| | | ③ 2ないし4頁労働者基本情報(①を除く) | 3号イ及びロ | 7 | 全て(2頁中段の1行目ないし2行目を除く。) |
| 文書4 | 事業場からの提出資料② | — | — | — | — |
| 文書5 | 事業場からの提出資料③ | 1ないし3頁, 12頁氏名 | 2号 | 8 | — |
| 文書6 | 関係資料 | 6ないし8頁不開示部分 | 新たに開示 | — | — |